

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 39 条第 4 項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案」についての意見・情報の募集について

令和 6 年 12 月 16 日
農林水産省大臣官房
みどりの食料システム戦略グループ

この度、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 39 条第 4 項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農林水産省では、農作業における安全対策の強化を図るため、令和 3 年 2 月に農作業安全検討会を設置し、農業機械の安全対策等を検討して参りました。

この農作業安全検討会においてとりまとめられた「中間とりまとめ」を踏まえ、農業現場における安全な農業機械の導入をより一層推進していく必要があることから、令和 6 年 9 月 24 日付け「補助事業等によって導入する農業機械の選定について（次官通知）」が発出され、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基盤確立事業についても本通知が適用されることとなりました。

このため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 39 条第 4 項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間を改正し、令和 7 年 4 月 1 日付けでの公表を予定しております。

上述の動向を踏まえ、本案について広く国民の皆様から意見・情報を募集します。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループにおいて配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ行動変容促進班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和6年12月16日～令和7年1月20日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ① 基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案
- ② 基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間 新旧対照表
- ③ 農作業安全対策の強化に向けて 中間とりまとめ
- ④ 補助事業等によって導入する農業機械の選定について（農林水産事務次官通知）
- ⑤ 「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」に関する Q&A